

ドイツ政府、2017年以降の再エネ入札に関する草案を作成¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

先週の本欄で、ドイツ政府が再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）から競争入札制度への本格移行を前に実施した2回の太陽光発電（PV）試験入札の結果と、そこで浮き彫りになった課題について論じた。今回は、新規再エネ発電容量の80%以上が入札の対象となる2017年以降の入札制度について、政府が今年7月に明らかにした草案²の概要を見ていきたい。

草案のポイントは、風力と太陽光の年間導入量の上限を堅持し、競争の促進とコストの削減を図る一方で、小規模発電設備の入札参加義務を免除するなど、FIT廃止の影響を懸念する再エネ業界からの要望に配慮している点である。特に、開発期間が長期化しやすく不確定要因の多い洋上風力発電については、一定の移行期間を与えるとともに、中央の統括機関が開発前の手続きを一元的に行う制度やグリッド接続を迅速化する仕組みの導入を提案している。

具体的な草案の内容は以下の通りである：

<陸上風力> 入札への参加を容易にするために、オークションを比較的頻繁（年3-4回）に実施する。また、開発会社が必要な許認可を取得した後にオークションに参加する“late auction”制度を採用し、プロジェクトの実現可能性を高める。1MWまでの小規模陸上風力プロジェクトは入札を免除され、現行の再エネ法（EEG 2014）に基づく逡減FITの適用を受けられる。

<洋上風力> 2021～2023年に建設予定のプロジェクトについては暫定規則を導入し、特別枠の入札を2017年から実施する。その時点ですでに計画が進展しているプロジェクトも、この入札に参加できる。

2021年以降は、「中央集約システム」（Centralized System）を運用する。これは、海事・水路局（BSH）のような政府機関が洋上風力サイトをあらかじめ選定し、開発前の手続きを完了した上で、オークションを実施する仕組みである。開発前手続きには、戦略的環境影響評価（SUPplus）、風況評価、海底地盤試験などが含まれる。その後実施されるオークションでは、最も低い価格を提示した企業が落札し、計画と許認可手続きに入ることができ

¹ 本稿は平成27年度経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外における再生可能エネルギー政策等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュース等を基にして作成した解説記事です。

² 草案は政府から委託された複数の調査機関が共同でまとめたもので、今後正式な政府案を作成する際の叩き台となる。“Designing renewable energy tenders for Germany, Executive Summary of Recommendations”
<http://www.bmwi.de/English/Redaktion/Pdf/ausschreibungen-eeg-en.property=pdf.bereich=bmwi2012.sprache=en.rwb=true.pdf>（要約版）を参照。

る。この方式で提供される洋上風力サイトは年に2つ、発電容量は計800MW（各400MW）である。プロジェクト開発会社は、サイトの建設と並行してグリッドの接続を進めることができる³。

<太陽光> 1MW以下の地上設置型PV設備のほかに、1MW超のルーフトップPV設備も入札の対象とする。ただし、1MWまでの小規模ルーフトップソーラーは入札を免除され、引き続き逡減FITの適用を受けられる。

政府は年内に草案の詳細を詰め、パブリック・コメントを経た上で、来年1月にも法案（EEG 2016）として提出したい意向である。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

³ この開発モデルは、2024年に完成予定の北海のプロジェクトと、2021年に完成予定のバルト海のプロジェクトに適用される。